





代官山公園の現状

- ・日中でもほとんど公園利用者のいない閑散とした状況
- ・既存屋外トイレ等の公園施設の老朽化
- ・植栽の成長により公園への採光が入りづらい状況

## 公園全体として暗いイメージ







- ・公園として緊急避難場所に指定されているが、入口看板は無い
- ・公園への入口は商工会議所付近からの1か所のみ
- ・最近では代官山公園自体を知らない方も多くなっている
- ・小川町方面から公園斜面を通り田名部町側へ移動している人はいるが連動性はない
- ・明るい公園や歴史を感じる公園に向けた整備が望まれている

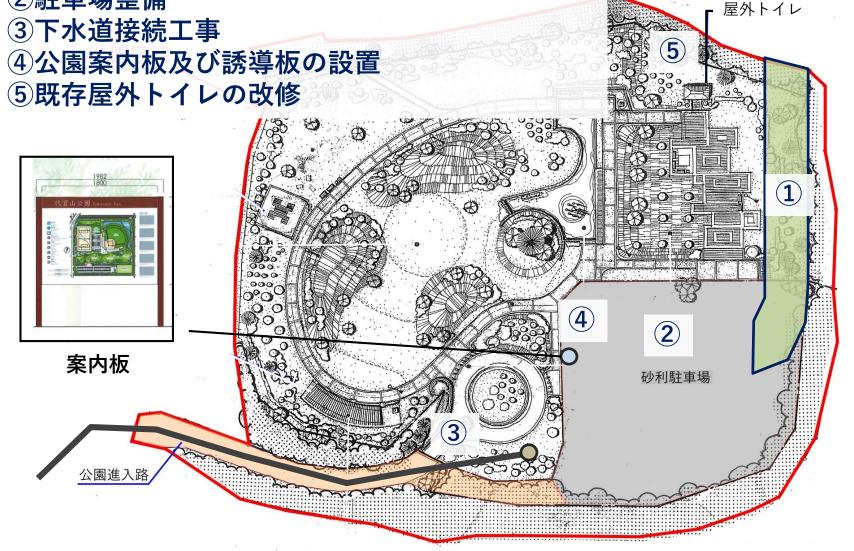
Park-PFI 民間事業者による公園リニューアル 都市再生整備計画 市が実施する公園基盤整備





### 市が実施する公園基盤整備(都市再生整備計画)

- ①恐山街道から公園への園路整備
- 2駐車場整備





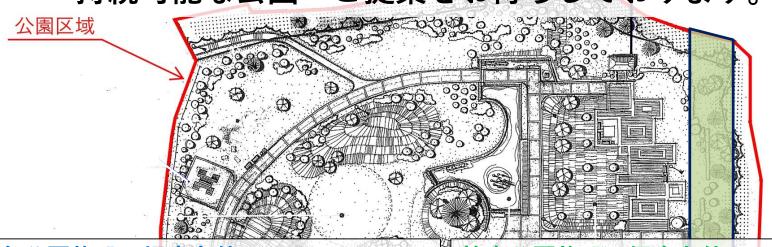
N

と活力を田名部地区全体へ波及させていく。



# 公園全体を活用した自由提案型とします!!

民間ノウハウとアイディアによる賑わいの創出と持続可能な公園へご提案をお待ちしております。



### 公募対象公園施設の提案条件

- ・田名部まちなか地区の魅力向上と公園内での 賑わいの創出と交流に資する収益施設
- ・整備必要な費用はすべて提案者負担
- ・既存屋外トイレなどの公園施設を公募対象公 園施設と合わせて活用することも可能
- ・建築可能面積は1,320㎡以下
- ・公募対象公園施設の使用料の提案下限額 384円(㎡・年以上)

### 特定公園施設の提案条件

- ・公園施設に該当するもので公募対象公園 施設との効率的な整備が図れるもので あれば応募者の自由
- 市からの負担上限金額 1,000万円
- ・負担金の上限額を下回る整備提案も可能
- ・市が負担する額が、特定公園施設の整備 に要する費用(積算額)に対して9割未満 であること

NO.	項目	実施時期
1	マーケットサウンディング 書面またはヒアリング等により、民間事業者のノウハウやアイデアのほか、事業実 施条件等に係る意見聴取	R1.11月~ R2.3月
2	公募設置等指針の公告(都市公園法第5条の2) 市が作成し公表(公募対象公園施設の種類、場所、使用料の最低額。特定公園施 設の建設に関する事項、市負担額に関する事項、評価の基準など)	R2.3月
3	公募設置等計画の提出(都市公園法第5条の3) 民間事業者が作成し市に提出(公募対象公園施設の設置・管理の目的、場所、構造、 使用料。特定公園施設の建設に関する事項、資金・収支計画など)	R2.5月(予定)
4	設置等予定者の選定(都市公園法第5条の4) 2人以上の学識経験者の意見を聞いて選定(施行規則第3条の5)	R2.6月(予定)
5	公募設置等計画の認定(都市公園法第5条の5)	R2.6月(予定)
6	市と民間事業者間で協定締結 事業区域と内容、期間、施設の設置・帰属・管理運営に関する事項、リスク分担等	R2.6月(予定)
7	公募対象公園施設及び特定公園施設の設計開始	R2.7月(予定)
8	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備開始	R2.10月(予定)
9	公募対象公園施設及び特定公園施設の整備完了	R3.4月(予定)
10	法に基づく管理の許可・管理運営事業の開始	任 意